

全国春日連合会規約

一 総 則

(組織) 第一条 この会は、全国春日連合会と称し、春日皇大神を奉斎する神社及び春日大社に縁故ある神社であつて、第五条の規定により加入の申し込みをした神社（以下「加入神社」という）を以て組織する。

(事務局) 第二条 全国春日連合会（以下「連合会」という）の事務所は奈良市春日野町一六〇番地、春日大社内置く。

(目的) 第三条 連合会は、春日大社を中心に加入神社相互の連係を密にし、加入神社の興隆を図ることを目的とする。

二 事 業

(事業) 第四条 連合会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 御神威景仰のための祭典の執行
- 二 御神徳の宣揚、神社の運営方法の研究
- 三 神社参拝及び地方文化の視察
- 四 氏子、崇敬者との連係方法の研究
- 五 加入神社由緒の調査考証
- 六 加入神社の特別な祭典に対する大社幣の共進及び奉幣使の差遣
- 七 加入神社氏子崇敬者を以て組織する連合会春日講の普及（本号に関する規定は別に定める）
- 八 加入神社の氏子崇敬者に対する教化活動（本号に関する規定は別に定める）
- 九 加入神社関係者に対する表彰（本号に関する規定は別に定める）
- 十 神職の研修及び神職子弟の育成に関する研究
- 十一 宗教活動上必要な事業その他連合会の目的達成上必要とする事業

三 加入手続等

(加入等) 第五条 連合会に加入しようとする神社は、当該宮司並びに氏子総代等当該神社を代表とするものが連名で別に定める事項を具し、支部長を経由して（支部長が未だ置かれてないときは直接）連合会に申し込むものとする。加入神社が、連合会を脱退しようとするときも、同様とする。

四 役 員

(定数、選任) 第六条 連合会に、次の役員を置く。

- 総 裁 一 名 春日大社宮司を以てこれに充てる。
会 長 一 名 加入神社宮司の中から、理事会の推薦によりこれに充てる。
副会長 若干名 加入神社宮司の中から、理事会の推薦により会長が委嘱し、一名は春日大社権宮司の中から会長が委嘱する。
理 事 若干名 第十九条に定める支部長を以てこれに充て、会長が委嘱する。
監 事 二 名 加入神社宮司の中から、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(任期) 第七条 役員（春日大社宮司並びに同権宮司たる者を除く）の任期は四年とする。但し、重任を妨げない。

2 補欠により役員となつた者の任期は、前任者の残任期間とする。
3 役員は、任期満了後も、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(職務)

- 第八条 会長は、連合会を代表し、その業務を執行する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
3 副会長が会長の職務を代行する順序は、会長が定める。
4 理事は理事会を組織し、会務を決議する。
5 監事は、会計を監査する。

五 理 事 会

(設置) 第九条 連合会に、議決機関として、理事会を置く。

(権 限)

- 第十条 理事会は、次の事項を議決する。
一 連合会規約の変更に關すること
二 会計に關すること

三 この規約に定める役員の推薦に關すること
四 総会に關すること
五 その他会長が必要と認める事項

2 理事会は、連合会の運営に關し、会長に意見を申出ることができる。

(招 集) 第十一条 理事会は、毎年一回以上、会長が招集する。

(議長、議決) 第十二条 理事会の議長は、会長とする。

2 理事会の議長は、出席者の過半数を以て決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

六 総 会

(総 会)

- 第十三条 連合会は、毎年一回総会を開く。
2 総会の出席者は、加入神社宮司・氏子及び崇敬者とする。
3 総会は、会長が招集する。
4 総会の議長は、会長とする。
5 総会においては、第四条に定める事業の実施、及び報告等を行うものとする。

七 財 務

(会計年度)

第十四条 連合会の会計年度は、毎年三月一日に始まり、二月末日に終る。

(財 源)

第十五条 連合会の経費は、加入神社納付金、春日講講金、寄付金及びその他の収入を以てこれに充てる。

八 顧 問 及 び 参 与

- 第十六条 連合会に、顧問及び参与を若干名置くことができる。
2 顧問及び参与は、連合会に功績があつた者又は学識経験者の中から、会長が委嘱する。
3 顧問は、重要な会務につき会長の諮問に応じ、参与は、重要な事務に参画する。

九 事 務 機 構

第十七条 連合会に事務局を置く。
2 事務局の人事は会長が定める。

十 支 部

(設 置)

- 第十八条 都道府県毎に連合会の支部を置く。
2 都道府県支部（以下「支部」という。）は、支部内加入神社の連絡調整及び連合会の目的達成に必要な業務を行う。
(支部長)
第十九条 支部に支部長を一名置く。
2 支部長は、支部内加入神社の宮司並びに氏子総代等神社を代表する者の推薦により、会長が委嘱する。一支部内に一神社のみ加入の支部にあつては、当該宮司に委嘱するものとする。
3 支部内加入神社宮司より支部長の推薦がないとき又は推薦に關する協議が調わなときは、前項の規定に拘らず、会長が当該支部の実情を調査して支部長を委嘱することができる。
4 第七条の規定は、支部長に準用する。

(副支部長)
第二十条 支部において必要と認めるときは、副支部長を置くことができる。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
3 副支部長の定数、選任の方法及び任期は、支部において定める。
4 副支部長を置いたときは、支部長は、副支部長の氏名・就任年月日・任期等を会長に報告しなければならない。

十一 補 則

第二十一条 この規約の施行に關し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、昭和五十六年七月十日から施行する。
2 従前の規約により連合会へ加入を申込んだ神社は、この規約により加入を申込んだものとみなす。
3 この規約施行の際、現に在職する役員顧問及び参与は、この規約により委嘱したものとみなす。